

東近江市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

東近江市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年東近江市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「利率」を「保証人及び利率」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を、「3パーセント」の次に「以内で市長が定める率」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東近江市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、令和元年9月2日から適用する。

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、本市条例についても一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。